

## 本籍番地の表示も変わります

戸籍がコンピュータ化されることにより、本籍番地の「の」の表示が、次のとおり記載されなくなります。

| 従 来        | コンピュータ導入後 |
|------------|-----------|
| 五條1丁目1番地の1 | 五條1丁目1番地1 |

## 戸籍で使用する文字を統一します

戸籍で使用する文字を常用漢字や人名漢字、漢和辞典に正式な文字として掲載されている文字に統一します。

なお、現在戸籍に記載されている氏名がコンピュータに登録できない文字の場合は、1月中旬に文書で該当者にお知らせしています。（書き癖など、デザイン上の違いと見られる文字の場合を除きます。）

### 一 例

| 現在戸籍に記載されている文字 | コンピュータ化後の文字 | 現在戸籍に記載されている文字 | コンピュータ化後の文字 |
|----------------|-------------|----------------|-------------|
| 藏              | 藏           | 紀              | 紀           |
| 重              | 重           | 慶              | 慶           |
| 紘              | 紘           | 嶋              | 嶋           |
| 藤              | 藤           | 憲              | 憲           |
| 眞              | 眞           | 壽              | 壽           |
| 善              | 善           | 泰              | 泰           |
| 喜              | 喜           | 博              | 博           |
| 花              | 花           |                |             |

今回の変更によって印鑑証明、運転免許証などの変更手続きをする必要はありません。

## 除籍や原戸籍は今まで通りです

コンピュータ化後の新しい戸籍には、婚姻や死亡等によりすでに戸籍から除かれている場合は記載されません。その除かれた事項等の記載が必要な場合には、平成改製原戸籍（手数料1通750円）を請求してください。除籍や原戸籍については、5月中旬からのコンピュータ化となりますので、それまでは今まで通りの形式で発行します。コンピュータ化されるまでは本庁、支所、それぞれ別管轄となります。

## 附票も改製されます

附票とは、その戸籍ができてからの住民登録の異動を記録したものです。

改製後の附票には、改製時点での現住所のみを記録し、その後の異動は追加して記録されます。

これまでの附票は「改製原附票」として5年間保存されます。（手数料1通200円）

## 主な変更項目

| 変更項目  | 今までの証明書                | コンピュータ化後         |
|-------|------------------------|------------------|
| 名 称   | 謄本（全員）<br>抄本（個人）       | 全部事項証明<br>個人事項証明 |
| 様 式   | B4判横長（謄本）<br>B5判縦長（抄本） | A4判縦長            |
| 書 式   | 縦書き（文章体）               | 横書き（項目化）         |
| 用 紙   | 白紙                     | 改ざん防止用紙          |
| 公 印   | 朱肉印                    | 電子印（黒色）          |
| 手 数 料 | 450円                   | 450円             |

## 五條市に本籍のある人が対象です

住民登録しているのが五條市でも、本籍が他市町村にある場合は対象になりません。

■問合先 市民課 ☎（内線261、263、300）